

除染等の措置等に必要な土地等の使用等 に伴う損失補償基準について

1. 本基準の目的

除染特別地域において、除染等の措置等に必要な土地等の使用等に伴う損失の補償の基準を定め、当該地域における除染等の措置等の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保を図る。

2. 補償の対象者・補償の方法

土地等の権利者に対して、原則、金銭をもって補償するものとする。

3. 補償額の考え方

本基準を適用する見込みである仮置場の設置に当たっては、主に以下のような補償が発生し得る。公共事業の際に通常行われる補償と同様の補償を行うこととする。

なお、本基準においては、中間貯蔵施設の設置に係る補償は対象外とする。

(1) 土地の使用に係る補償

- ・ 使用する土地に対して、正常な地代又は借賃をもって補償する。
- ・ 正常な地代又は借賃は、使用する土地及び近傍類地の地代又は借賃に、これらの土地の使用に関する契約が締結された事情、時期等を考慮して適正な補正を加えた額を基準とし、近傍類地の土地の取引価格等を総合的に比較考量して算定する。

(2) 使用する土地における立木に係る補償

- ・ 立木として使用するもの、移植するもの、伐採するもののいずれかに関わらず、適正に補償する。

(3) 土地の返還に係る補償

- ・ 土地の返還の際に、原状回復が必要である場合には、原状回復に通常要する費用相当額等 ((2) に係るものは除く。) を補償する。等